

『モノづくり現場ツアー・ワンストップオフィス事業（仮称）』 にかかる委託業務内容（仕様書）

1. 背景と目的

当地は古くから製造業の集積が厚く、モノづくりを中心とする産業観光施設も豊富に存在する。このような背景から、全国各地の商工会議所をはじめとする各種団体による当地域への見学・視察ニーズも高く、当地域の強みを活かした観光振興策として、その受け入れ態勢の強化が求められている。

しかしながらその受け入れの実態は、様々な機関や企業が個別に対応しているケースが多く、情報発信やプログラムの充実など改善しなければならない点が多い。さらには、工場見学・企業視察が地域における消費拡大に必ずしもつながっておらず、工場見学・企業視察に併せて、宿泊や食事・観光も含めたトータルな提案を行える体制が求められる。

また、工場見学・企業視察は、受け入れ側の企業にも、宣伝効果や社員のモチベーションの向上など、様々なメリットがあるものの、オペレーションにかかる人的コストや条件（目的、人数）の制約等の背景から、受け入れる企業のすそ野の拡大が十分に進んでいない。

このため、本業務では、当地域（名古屋市中心を中心した、愛知県や岐阜県（美濃）、三重県（北勢）の一部を含めた「ナゴヤ」地域）において、工場見学・企業視察を受け入れる企業の裾野の拡大を図るとともに、工場見学・企業視察をワンストップで受け入れ、観光を含めた旅程のトータルコーディネートを行う「モノづくり現場ツアー・ワンストップオフィス（仮称）」を設置し、将来的に、民間事業者が自立して運営することを視野に、地域における工場見学・企業視察受け入れのプラットフォーム機能を果たすことで、モノづくり企業の集積地であるナゴヤ地域の活性化に繋げていくことを目的に委託するものである。

2. 事業の具体的内容

工場見学・企業視察受け入れに関する「受け入れ機能」、「コーディネート機能」の両方を担う「モノづくり現場ツアー・ワンストップオフィス（仮称）」を設置し、見学・視察先企業の開拓、ツアープログラムの企画、ツアーの実施、広報ツールの作成などの業務を行う。

○工場見学・企業視察受け入れ企業の拡大とデータベース化

- 1) 製造業を中心に、見学・視察を受け入れることのできる企業開拓を行う（20 社程度）。受け入れ先企業は、名古屋市中心を中心として、半径 50 k m 内に工場等の生産施設を有する企業とする。

なお、受け入れ先企業の開拓にあたっては、企業訪問を前提（最低 20 社）とし、別途、愛知・名古屋 M I C E 推進協議会が実施予定の「愛知・名古屋テクニカルビジットメニュー開発」に係る事業と緊密に連携し、協議会事業での開拓企業（約 30 社）と合わせて、合計 50 社程度のデータベース構築を図る。

- 2) 企業開拓にあたっては、見学・視察を企画する団体等のニーズに対応できるよう、「トレンド」、「話題性」、「先進性」、「高い技術力」等を踏まえて選定し（※）、企業に対し、受け入れに向けた課題解決を含めた提案と交渉を行う。

（※例）「オンリーワンの高い技術を持つ企業」、「参考となる先進的な取り組みを進める企業」、「老舗、ブランド・ネームとして高い評価や信頼を得ている企業」、「ユニークな商品開発を行う企業」、「AI・IoT、航空・宇宙、ロボット、環境・エネルギー、メディカルデバイス等の次世代産業分野に取り組む企業」等

- 3) データベース化にあたっては、受け入れ可能な人数や期間、見学・視察時間や外国語対応の可否など、ユーザーの視点に立って情報の整理を行う。

○ツアープログラムの企画

- 1) 見学・視察にあわせて、セミナーや体験、観光等を組み合わせた複数のプログラム（モデルコース）の企画を行う。
- 2) プログラムの企画にあたっては、ナゴヤ地域内における消費拡大に寄与できるよう、食事や宿泊、買い物等を含めた具体的な提案を心がける。

○広報ツールの作成

- 1) 上記を踏まえ、当地域へのお見学・視察誘致を行うための広報ツールを作成する。
- 2) 広報先は本年度においては国内の団体を想定し、主に全国の商工会議所や業界団体等の団体見学・視察を主なターゲットとする。
- 3) 広報ツールについては、チラシ、ホームページ、パンフレット等から2種類以上の提案を行う。チラシ、パンフレットを提案する場合、作成枚数、配布先についても提案すること。

○「モノづくり現場ツアー・ワンストップオフィス（仮称）」の体制の構築

- 1) 名古屋商工会議所（以下「本所」という）との緊密な連携のもと、見学・視察の受付から視察先との調整、ツアーのコーディネートを行う「モノづくり現場ツアー・ワンストップオフィス（仮称）」の体制を構築する。
- 2) ワンストップオフィスでは、企画元の団体の規模や要望等に応じ、適切な見学・視察先を選定し、協力要請と調整を行うとともに、食事や宿泊、観光を含めた総合的な提案と手配を行うものとする。
- 3) 見学・視察先の選定やツアーの調整・提案にあたっては、事前に本所に企画案を提出し、承認のもと進めるものとする。

○自立運営に向けた有料化策の検討と3か年の事業計画の策定

- 1) 将来的な自立運営に向け、工場見学・企業視察の受け入れ、コーディネートの有料化の方策（料金の徴収法、価格設定等）の検討と3か年（2019年度～2021年度）の事業計画の策定を行う。
- 2) 上記検討に向けては、2019年度～2020年度は試行期間とし、2021年度からの有料化を前提とする。

○事業報告について

- 1) 事業の実施の内容について成果物（事業報告書）を取りまとめる。報告書は、各見学・視察の実施時時期や実施主体、参加人数、見込み消費額等を整理し、事業の成果を分かりやすく作成し、契約期間内に本所に提出する。
- 2) その他事業の実施状況について、適宜本所に報告すること。
- 3) 本所は、必要に応じて、事業内容等について臨時に報告を求めることがあるので協力すること。

3. 契約期間

契約締結日から2020年3月13日（金）まで

4. 委託費の上限

委託費の総額は、5,000,000 円（消費税相当額を含む）を上限とする。

5. 業務に携わる者の資格及び人数

事業運営全体をコントロールする統括責任者（1 名）と専任の担当者（1 名以上）を置き、本所からの依頼事項について、常に対応できる体制を取ること。

6. 事業実施における留意事項

- （1）本事業は旅行業法に基づく旅行業に該当する事業であるため、事業開始（契約日）までに旅行業登録がされていること。または、旅行業登録されている事業者との連携体制が構築されていること。
- （2）事業実施にあたっては、本所と十分協議するとともに、適宜打合せ（月に 2 回程度）を行い、事業を実施すること。また、別途本所が指示する会議等に参加すること。
- （3）随時、愛知・名古屋 M I C E 推進協議会の担当者及び愛知・名古屋 M I C E 推進協議会が別に発注する業務の受託者等と連絡をとりながら、業務をすすめること。
- （4）本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾無く、本所のその他の事業に活用できるものとする。
- （5）成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- （6）事業の再委託は原則禁止することとし必要がある場合は本所と協議するものとする。
- （7）業務の実施は、提出された企画提案書をもとに行うものとし、詳細については本所及び受託事業者の協議により定めるものとする。
- （8）その他、本仕様書に定めのない事項は、本所及び受託事業者の協議により定めるものとする。

以上